

第 5 章 推進体制と進行管理

推進体制

本計画に掲げる温室効果ガス排出量の削減目標を達成するために、「市民」、「事業者」、「市」がそれぞれの役割を果たすとともに、お互いが連携しあうことで効果的な推進を図ります。

市民・事業者・市（行政）の役割

市民の役割

- 市民は、暮らしと地球温暖化問題との関係についての理解を深め、日常生活において、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買替え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択（COOL CHOICE）」を意識し、実践するよう努めます。
- 市民は、地球温暖化問題に関心を持ち、他の主体が行う地球温暖化対策に協力するとともに、地域や市民活動団体等の地球温暖化防止活動に積極的に参加・協力するよう努めます。

事業者の役割

- 事業者は、従業員への研修や環境教育を通して、事業活動と地球温暖化問題との関係の理解を深めるとともに、事業活動における省エネルギーや再生可能エネルギーの利用などによる温室効果ガスの排出削減に積極的に取り組むよう努めます。
- 事業者は、地球温暖化問題に関心を持ち、他の主体が行う地球温暖化対策に協力するとともに、地域や市民活動団体等の地球温暖化防止活動に積極的に参加・協力するよう努めます。
- 事業者は、地球温暖化対策に資する製品・サービスの開発・提供に努めます。

市の役割

- 市は、市域における温室効果ガス排出の抑制のため、本計画の施策を推進します。
- 市は、自らの事業活動における省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入を図り、温室効果ガスの排出を抑制するとともに、吸収源に対する保全や強化の取組を実施します。
- 市は、市民、事業者の取組の促進を図るため、啓発や情報提供を行うとともに、次世代を担う子どもたちから大人まで、幅広い世代に対して環境教育・環境学習を実施します。

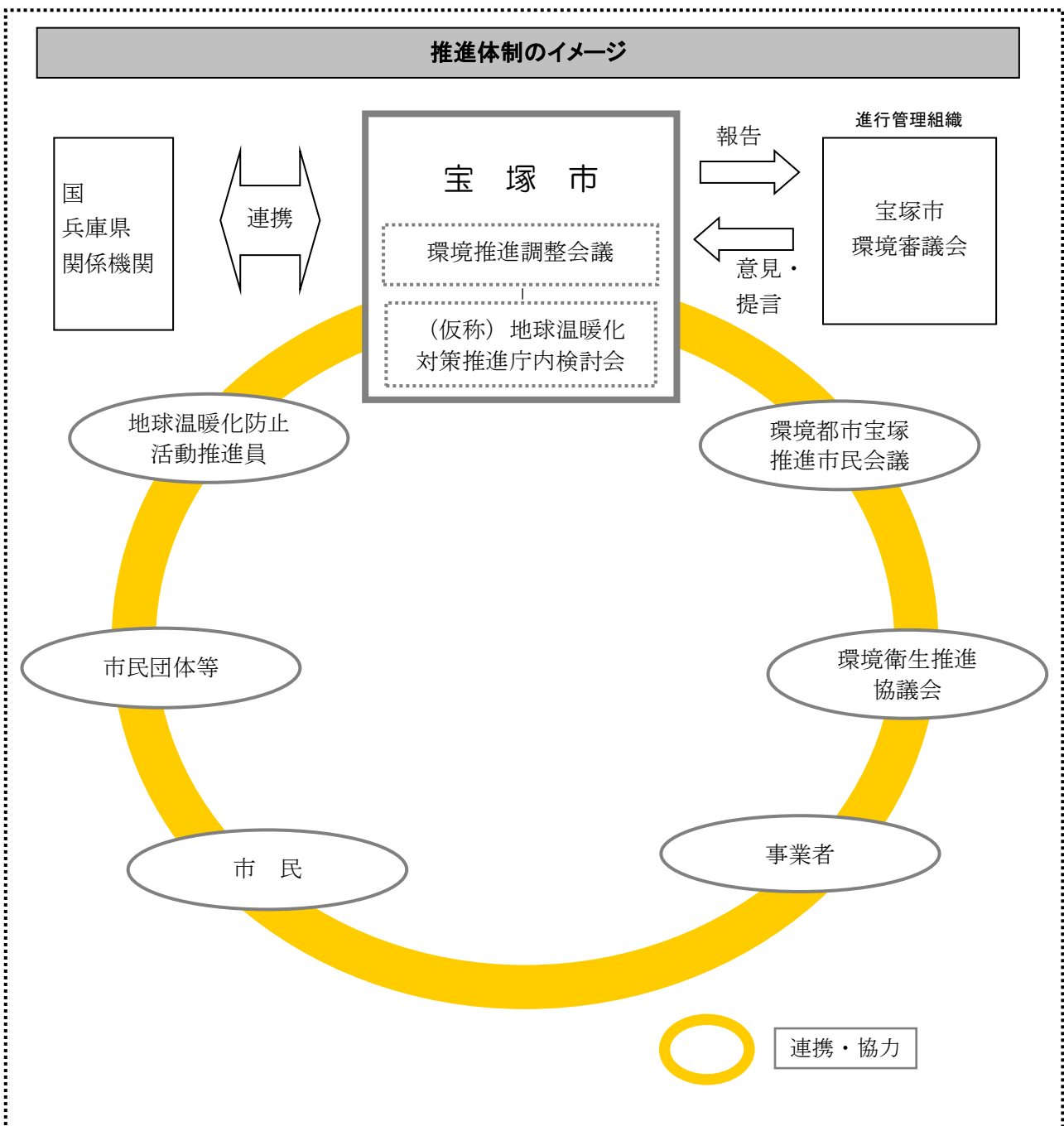
市民・事業者との協働

本計画の推進にあたっては、地球温暖化対策推進法に基づき委嘱されている「地球温暖化防止活動推進員」、「市民団体等」、「環境都市宝塚推進市民会議」、「環境衛生推進協議会」、「市民」、「事業者」と連携し、情報提供、啓発、人材育成などを行い、地球温暖化対策を推進します。

庁内体制

施策の推進にあたっては、庁内の横断的な組織である「環境推進調整会議」が中心となるとともに、その下に（仮称）地球温暖化対策推進庁内検討会を設置し、意見・情報交換等を行い、環境担当部局が中心となって、関係部局と連絡を取りながら推進します。

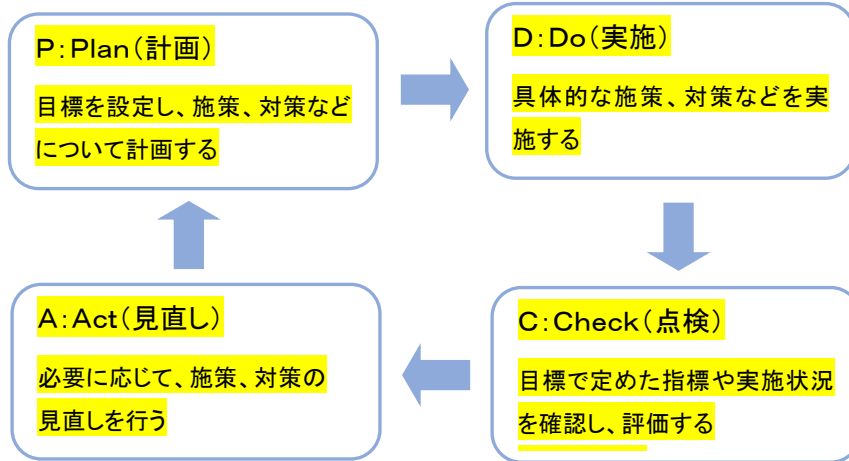
また、環境形成に係る環境負荷の低減や環境共生について、関係部局と連携を取りながら、新たな視点からの調査、技術、経営の研究を行います。



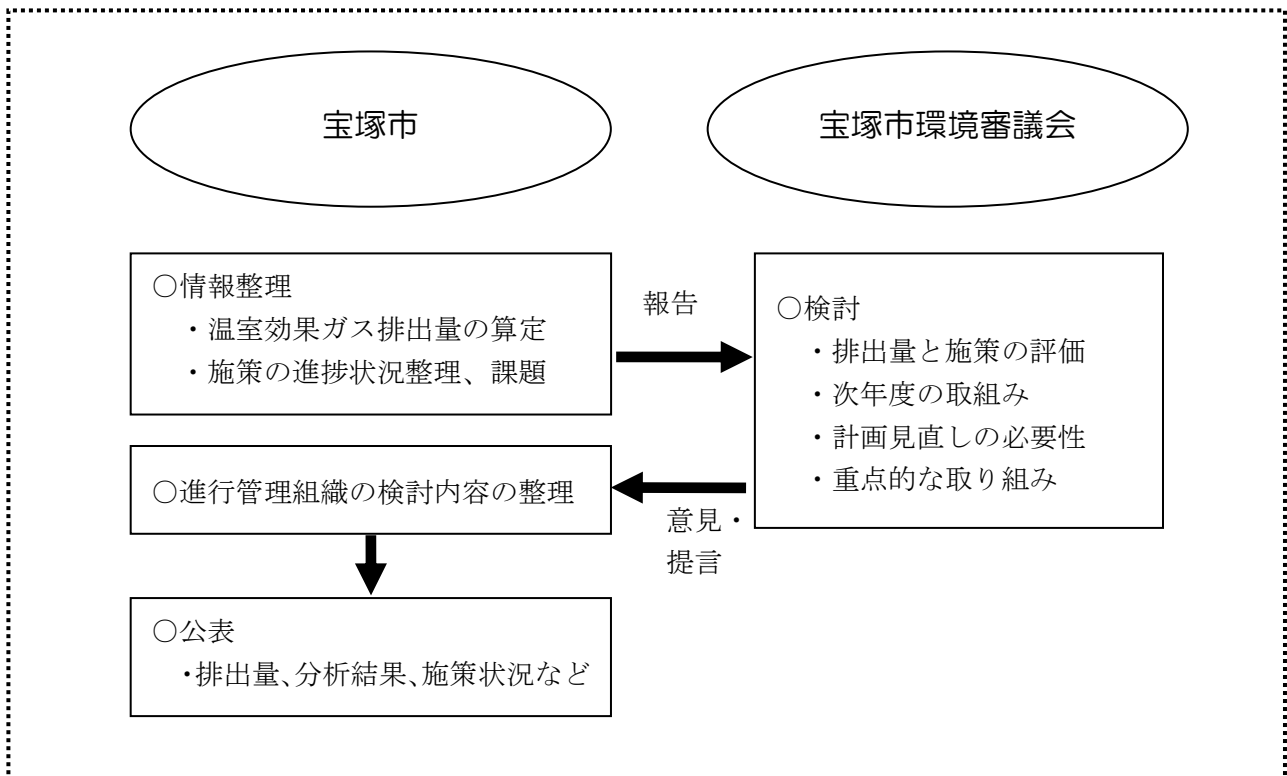
進行管理

本計画を実効性のあるものとするために、温室効果ガスの排出量を算定し、中期目標の達成度を測りながら、施策や対策の実施状況を把握し、必要に応じてその実施方法や施策等の見直しを行い、PDCA(Plan、Do、Check、Act)による進行管理を行います。

進行管理は、市環境部地球温暖化対策担当部署が担います。温室効果ガス排出量及び施策や対策の実施状況等を環境審議会に報告し、意見や提言を受けます。



市と進行管理組織の役割は以下に示すとおりです。



進捗状況の公表

市民、事業者との情報共有を図るため、毎年度、目標や達成度など計画の進捗状況の公表を行います。

進捗状況の公表は、市のホームページや広報、年次報告書を通じて行います。

公表する内容は、以下に示すとおりです。

- ① 把握可能な最新年度における温室効果ガス排出量の算定結果
- ② 市の特性や実態を考慮した温室効果ガス排出量の分析結果
- ③ 施策の推進状況の評価結果

重点的な取組み

計画の推進にあたっては、施策の進捗状況を把握し、それに関わる社会経済活動の変化、国の施策の方向性や実施状況、技術進歩とその適用性などを勘案して計画の主要事業、長期と短期の重点事業を的確に選別し、温室効果ガスの削減に対してより効果の高い事業を積極的に推進します。

次期計画の準備

本計画の進捗状況の検証結果を踏まえ、技術開発などの動向を考慮し 2040 年度を中期目標とする次期計画に向けて施策の方向性について研究します。